

## 授業科目の履修・単位の修得及び修了認定に関する規則

(趣旨)

第1条 本校における授業科目の履修、単位の修得及び課程修了の認定は、この規則の定めるところによる。

(授業科目の履修・単位の修得の特例)

第2条 第4学年及び第5学年の学生は、別に定めるところにより、他学科の授業科目を履修し単位を修得することができる。

第3条 第5学年の学生は、当該学科の開設する第4学年の授業科目中履修しなかった科目又は修得できなかった科目を5単位まで修得できる。

(大学等における学修申請等)

第4条 学則第29条の規定により、大学等の授業等を本校における授業科目の履修とみなし、単位の認定を受けようとする者は、他大学等の授業を履修する前に別紙様式に定める大学等における学修申請書を学生課教務係に提出し、単位修得後は別紙様式に定める大学等における学修単位認定申請書を同係に提出しなければならない。

(学業成績の評価)

第4条の2 学業成績の評価については、別に定める評価基準によるものとする。

(単位の修得)

第5条 単位の修得は、授業科目の評価が60点以上であり、かつ、1単位につき欠席時数が6時間以内とする。

(課程修了)

第6条 課程修了は、次の各号に該当するものについて認定する。

- (1) 教育課程に定める学年の授業科目につき所定の単位を修得していること。
- (2) 次表に掲げる学年に対応した単位数を修得していること。

学年	修 得 単 位 数
1	必修科目の全単位
2	必修科目の全単位
3	必修科目の全単位
4	第1学年から第4学年の必修科目の全単位、選択必修科目の所定の単位及び選択科目の単位の合計が134単位以上
5	第1学年から第5学年の必修科目の全単位、選択必修科目の所定の単位及び選択科目の単位の合計が167単位以上 (専門科目82単位以上を含む。)

- (3) 特別活動の履修状況が良好であること。

(課程修了の認定)

第7条 前条の認定は、専任の授業担当教員で構成する修了認定会議の意見を聞いて、校

長が行う。

第8条 前条により当該学年の課程の修了を認定された者は、進級又は卒業ができるものとする。

2 当該学年の課程の修了を認定されない者は原学年に留まり、第1学年から第3学年(退学を申し出た場合を除く。)は当該学年の単位数、第4学年及び第5学年の場合は当該学年の修得単位数のうち修得できなかった単位を修得するものとする。この場合において、第4学年の場合は第5学年の単位(選択科目及び選択必修科目に限る。)を修得できるものとし、第5学年の場合は卒業研究は再度行うものとする。

3 原学年に留められた者が、当該学年の課程修了を再度認定されないときは、学則第44条第2号の規定により、退学させるものとする。

(追認試験)

第9条 追認試験を受験できる者は、第1学年から第3学年にあつては2科目以下、第4学年及び第5学年にあつては4単位以下の追認試験の結果によって課程修了の認定ができる者に限るものとし、受験できる科目数は第1学年から第3学年にあつては2科目、第4学年及び第5学年にあつては4単位を超えない科目数を限度とする。

2 追認試験の結果により、当該科目の単位を認定することができる。

3 追認試験に関しては、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

## 学業成績評価基準

(趣旨)

第1条 授業科目の履修・単位の修得及び修了認定に関する規則第4条の2の規定に基づき、学業成績については、この基準によって評価する。

(原則)

第2条 学業成績は、試験の結果又は課題・レポート等の結果に基づき評価する。

(試験)

第3条 本校教育の成果をはかり、適正な授業運営の資料とし、あわせて学生の学習効果を確認、その指導に資するため試験を行う。

2 学生は、試験を受けなければならない。

3 試験は、平常の試験、中間試験及び定期試験とする。

(平常の試験)

第4条 授業担当教員は、当該科目について随時に、適宜の方法で試験（平常の試験という。）を行うことができる。

(中間試験)

第4条の2 中間試験は、前期後期それぞれの中間に校長が一定の期日を定めて、原則として全校一斉に行う。ただし、授業担当教員は教科の性質又は授業の進度等によって、これを行わないことができる。

2 中間試験の期日・時間割等は2週間前に告示する。

(定期試験)

第5条 定期試験は、各学期末に校長が期日を定めて、原則として全校一斉に行う。

2 定期試験は、筆答試験によることを通例とする。ただし、授業科目の特質により実技を課し、又は作品・報告書等の提出をもって筆答試験にかえることができる。

3 授業担当教員は、前項のほか授業上必要と認めるときは報告書・論文等の提出をもって筆答試験にかえることができる。

4 授業担当教員は、第2項ただし書及び第3項により筆答試験によらないで定期試験を行うときは、あらかじめ校長の承認を得なければならない。

5 定期試験の期日・時間割等は2週間前に告示する。

(定期試験を受けられない場合の取扱い)

第6条 病気その他の理由によって定期試験を受けることができない者は、あらかじめ事由を付して(病気による場合は、医師の診断書を添付すること)校長に届出なければならない。

2 前項の者に対しては、校長の定めるところにより追試験を行うものとする。

(再試験)

第6条の2 定期試験及び中間試験の評価で60点に達していない授業科目については、再試験を行うことができる。

2 再試験における試験科目の点数については、60点を上限とする。

3 不正行為者の当該試験における全ての科目の再試験は行わない。

(不正行為の取扱い)

第7条 時間割を編成して実施する試験について不正行為を行った場合には、当該不正行為者の当該試験科目の点数は0点とする。また、当該試験におけるその他の試験科目の点数については、60点を上限とする。

(学業成績の評価及び報告)

第8条 授業担当教員は、定期試験終了後速やかに担当科目について当該学期間の成績を評価し、校長に報告するものとする。ただし、前期後期を通じて授業を行う科目については学年末においては、一年間の成績を評価してこれを報告するものとする。

2 前期又は後期のみ授業を行う科目については、当該学期の成績をもって学年の成績

とする。

(評価等)

第9条 中間試験を実施した授業担当教員は、試験終了後速やかに担当教科について各学期の初めから中間試験までの間の成績を評価し、校長に報告するものとする。

第10条 第8条及び前条の評価は、定期試験等の成績を基に評価するものとする。ただし、低学年(第1・2学年)については、平常の授業に対する取組姿勢を加味することもある。

2 前項の取組姿勢を加味する場合にあっては、シラバスに明記しなければならない。

3 評価は、100点法によってこれを表す。

第11条 (削除)

(学業成績の記録)

第12条 学業成績は、点数に次の評語を付して学籍簿に記載する。ただし、「不可」については、この限りでない。

評語	学業成績の点数
優	100点-80点
良	79点-65点
可	64点-60点
不可	59点以下

(学業成績の利用)

第13条 学業成績は、各学期及び一年間の評価確定後速やかに学生及び保護者に通知する。ただし、学年末においては全学年の成績のみを通知するものとする。

2 前項の規定による通知のほか、学級担任が学生指導上必要があると認めるときは、学生に対して点数を内示することができる。

3 就職、進学、その他学生の身分上のことで学業成績を報告し、又は証明書を発行する場合は、評語によることとし、各学年末の成績のみについて、これを行う。

附記

この基準は、平成21年4月1日から実施する。